

所沢市客引き行為等の禁止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市客引き行為等の禁止に関する条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(客引き行為等をしない旨の申出)

第3条 事業者は、条例第10条第1項の規定による申出を行おうとするときは、店舗ごとに、客引き行為等をしない旨の表明・確約書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該申出の内容に関し必要な調査を行い、当該申出に係る店舗が客引き行為等をしない店舗であると認めるときは、客引き行為等の禁止に関する協力認定書（様式第2号。以下「協力認定書」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により協力認定書の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該協力認定書の返納を求めるものとする。

(1) 当該店舗に関し条例第8条及び第9条第1項の規定に違反する行為（以下「禁止行為」という。）を行ったと認められるとき。

(2) 当該店舗における営業に関し、法令等に違反する行為その他客引き行為等の禁止に関する協力の認定にふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

(勧告)

第4条 条例第12条の規定による勧告は、勧告書（様式第3号）により行う。

(命令)

第5条 条例第13条の規定による命令は、命令書（様式第4号）により行う。

(身分を示す証明書)

第6条 条例第15条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第5号）とする。

(公表)

第7条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 所沢市公告式条例（昭和25年8月21日議決）別表に定める掲示場への掲示
 - (2) 市の発行する広報紙への掲載
 - (3) 市のインターネット・ホームページへの掲載
 - (4) その他市長が必要と認める方法
- 2 条例第16条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第13条の命令に従わなかった者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 禁止行為に関連する店舗の名称及び当該店舗の所在地
- (3) 禁止行為の内容及び正当な理由なく命令に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項（公表に対する意見）

第8条 市長は、条例第16条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、命令公表通知書（様式第6号）により、条例第13条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、公表に対する意見書（様式第7号）により意見を述べなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭により意見を述べることができる。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条から第8条までの規定は、同年10月1日から施行する。